

バスケットコート利用の心得・予約のルール

○岡原多目的緑地公園屋外用バスケットコートについては、つぎのルールを必ず遵守してください。

1. バスケットコートの全部又は、一部を独占して使用する場合は、使用日前日までに公園利用許可申請書を提出すること。(当日の予約はできません。平日の午前9時から午後5時までに環境企画課へ申請書を提出してください。)
2. 申請は原則として使用日の前月1日から受付可能とする。
3. 利用にあたっては施設等の破損をしないこと。(ダंकは禁止)
4. 破損した場合は申請者の負担において復旧すること。
5. 使用終了後、ごみ等については申請者において持ち帰ること。
6. 施設に備え付けの道具は、元の場所に返すこと。
7. バスケットコートの駐車場・駐車場以外の場所に車両を乗り入れないこと。
8. 使用時間を厳守すること。
9. バスケットコートの利用時間は、原則として次のとおりとする。
午前7時～午後9時まで
10. 競技会等で使用する場合は、許可に際し次の各項目のほか、バスケットコートの管理上必要な範囲内で条件を付することがある。

(1) 競技範囲の外側に監視員を設置し、競技者と一般の来場者が交錯しないよう十分配慮するとともに、ボール等の処理についても適切に行うこと。
なお、一般来場者にケガ等をさせた場合は、競技主催者が全責任を負うこと。
11. 競技の際にバスケットコートに設置した物(ラインも含む)については、利用者の責任において現状に回復すること。
12. 喫煙等、施設内は火気厳禁です。

* 予約状況については、施設内掲示板にあるQRコードを読み込むと閲覧できますので、予約時間に他の利用者が使用中の場合は、申請者が利用者に予約の旨を説明し、トラブルが生じないようコートの交代をしてください。